

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 地域手当について

- (1) 県内に勤務する職員（医師又は歯科医師である職員を除く。）に支給する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の7を乗じて得た額とすること。
- (2) 異動した職員等に係る保障措置については、廃止すること。

2 義務教育等教員特別手当について

支給月額の限度を15,900円とすること。

3 実施時期等について

(1) 改定の実施時期

1については平成21年4月1日から実施し、2については速やかに実施すること。

(2) 地域手当の支給割合の経過措置

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、1の(1)中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

(3) 地域手当の異動保障の経過措置

地域手当の異動保障については、平成22年3月31日までの間は従前のおりとする。